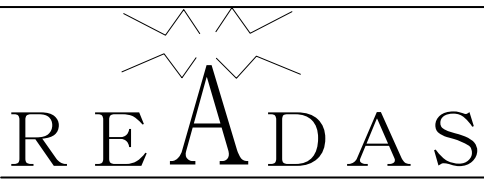


第 5986 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 6月27日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業用にも家事用にも使う車を購入した場合

Q：事業用に車を購入しようと思います。この車は、休みの日には私用でも使いますが、この場合、消費税の取扱いは、どのようになりますか？

A：事業用として購入したものであれば、購入費全体が仕入税額控除の対象となります。

【解説】

個人事業者が、事業と家事の用途に共通して使用する資産を購入した場合、その支払対価の額のうち事業用に係る部分の金額のみが課税仕入に該当することとされており、この場合には、その資産の使用の実態に基づく使用率、使用面積割合等の合理的な基準により、課税仕入に算入する金額を計算しなければなりません。

ただし、その資産が、事業用として購入した自動車のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産については、その購入費全額を消費税では仕入税額控除の対象にすることができるとされています。

したがって、お尋ねのような車の購入の場合であっても、事業用として購入したものと認められるものであれば、購入費全額が仕入税額控除の対象となります。

なお、将来、その車を家事用にのみ供することとした場合には、あなたがその車を譲渡したものとみなされ、消費税法上、課税の対象となりますので注意してください。

